

第 28 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

令和 3 年 6 月 8 日（火）

会議次第

1 新委員の紹介（新委員については備考欄に「新」と記載）

2 報告事項

報告第 1 号 経過報告 . . . 1 ページ

報告第 2 号 令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月のコミュニティバス
利用状況について . . . 2 ページ

3 議 題

議案第 1 号 副会長の指名について . . . 5 ページ

議案第 2 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について . . . 6 ページ

<参考資料>

- ・コミュニティバス運行経路図、時刻表
- ・新得町コミュニティバス運行補助金交付申請シミュレーション

4 そ の 他

（参考）地域公共交通の現況

○情報提供

- ・ＪＲ石勝線（新得駅） 札幌方面 11 本
- ・ＪＲ根室本線（新得駅） 帯広方面 23 本、富良野方面 5 本
- ・北海道拓殖バス（株） 新帯線（1 日 5 往復）、屈足線（1 日 2 往復）、
上佐幌線（1 日 1 往復）、屈足早朝便（1 日 2 便）、
通院線（週 2 便（火曜・金曜））
- ・スクールバス 町内小中学校向け（5 路線、うち 2 路線は路線バ
スを活用）、支援学校向け（1 路線）

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和3年6月1日現在

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	金 田 將	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	小 林 将	新
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	松 本 伸 彦	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	業務部長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	伊 藤 祐 二	
7		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	書記長	皆 川 義 則	
8	利用者代表	新得町商工会	会長	平 川 直 樹	新
		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
9		新得町観光協会	会長	安 田 昌 行	
10		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	齊 藤 仁	
11		しんとく町女性の会	会員代表	奥 山 美 佐 子	新
12		新得市街地区連合町内会	会長	長 谷 川 貢 一	
13		屈足連合町内会	副会長	廣 山 輝 男	新
14	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	酒 井 啓 友	
15	警察	新得警察署	地域課兼交通課長	川 成 晃 一	
16	北海道	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	主幹	山 田 貴 弘	新
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	福 原 浩 之	
	事務局員	新得町地域戦略室	室長補佐	小 林 健 利	
		新得町地域戦略室地域戦略係	係長	佐 藤 直 人	
			主事	本 田 浩 平	
			主事	武 田 春 樹	

報告第1号

経過報告（第27回協議会以降）

令和3年

1月19日

第27回新得町地域公共交通活性化協議会 開催

・地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価

報告第2号

令和2年10月～令和3年3月のコミュニティバス利用状況

1. 1日あたりの乗車数 <別紙1>

(1) 総計（新得市街地＋屈足地区）

令和2年10月から令和3年3月にかけて、例年の利用者数と比較すると新型コロナウイルス感染拡大により全体的に大きく減少していると見える。12月の利用者は前年度同月と比較すると、12.0人/日減少している。また、今年度の利用者数目標を30.0人/日（10月～11月、4月～7月）及び、32.7人/日（12月～3月）と設定しているが、目標を下回っているため、利用者を増やすための取り組みも当然のことながら利用者の維持も必要であると考えられる。

(2) 新得市街地

各バス停の乗降者数から推測すると、西地区から東地区へ、日常の食料や日用品の買い物目的に利用する方が多く、午前中の2便、3便を利用する方が多い。

(3) 屈足地区

特に通院目的、会合やクラブ等で利用される方が多く、路線バスと相互利用している方が多いと思われる。

新得市街地と比較すると、乗車人数の多い便が多くを占めている。屈足地区では午前中の1便と午後の4便を利用する方が多い。

（表1 補助年度別月別1日当たりの利用者数（単位：人/日））

	R02 補助年度			R03 補助年度		
	新得市街地	屈 足	合 計	新得市街地	屈 足	合 計
10月	15.5	11.3	26.8	16.3	10.1	26.4
11月	20.7	11.4	32.1	17.3	9.7	27
12月	26.0	11.5	37.5	16.4	9.1	25.5
1月	18.0	11.8	29.8	16	7.7	23.7
2月	21.5	11.2	32.7	16.4	8.6	25
3月	12.6	7.5	20.1	14.4	8.3	22.7
4月	14.2	9.0	23.2			
5月	13.9	8.4	22.3			
6月	18.2	10.9	29.1			
7月	16.7	11.4	28.1			
8月	16.0	9.7	25.7			
9月	18.2	10.4	28.6			

2. 利用の多いバス停（各地区上位3か所）

(1) 新得市街地

- ・西地区：新得駅、相馬商店、フクハラ
- ・東地区：なごみ、新得クリニック、エーコープ前

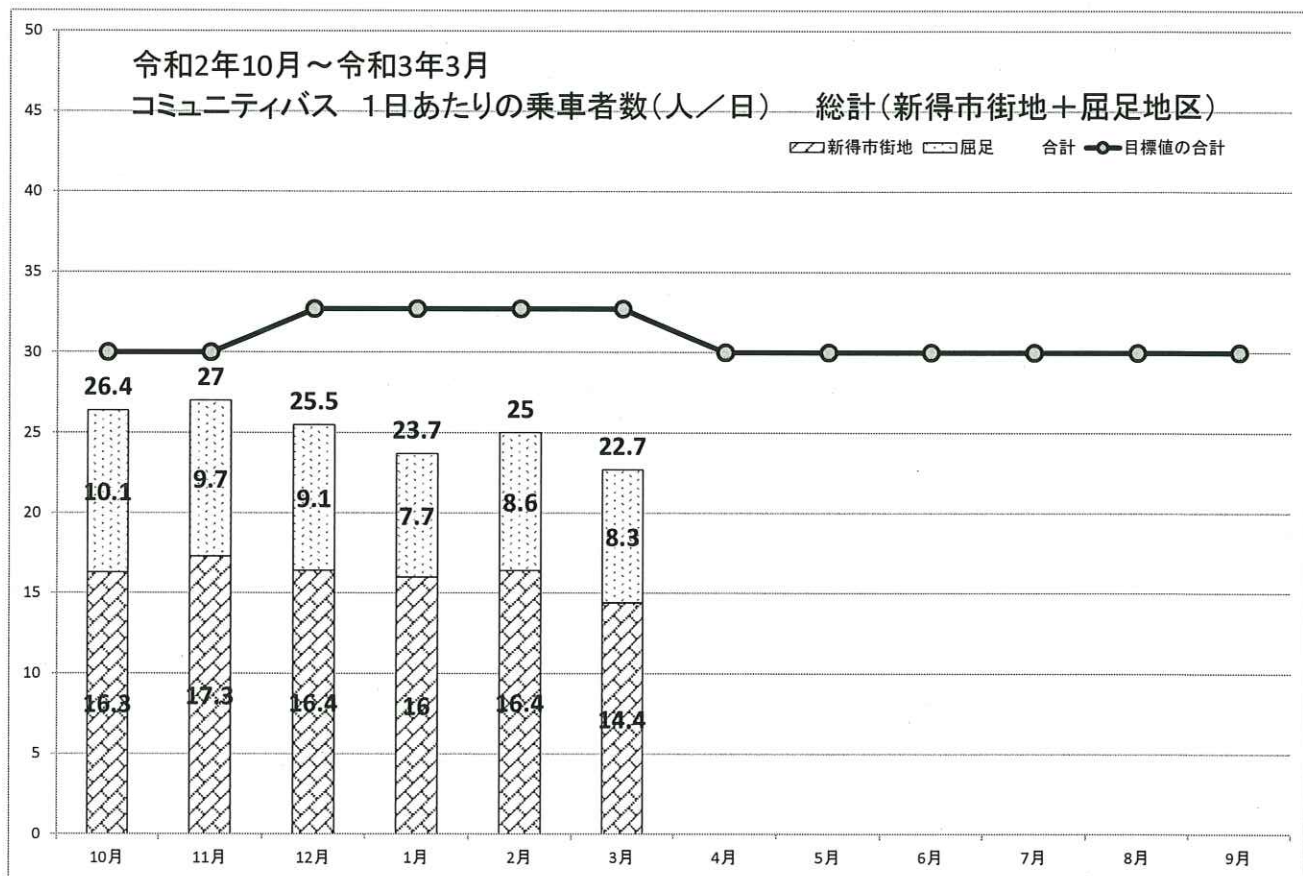
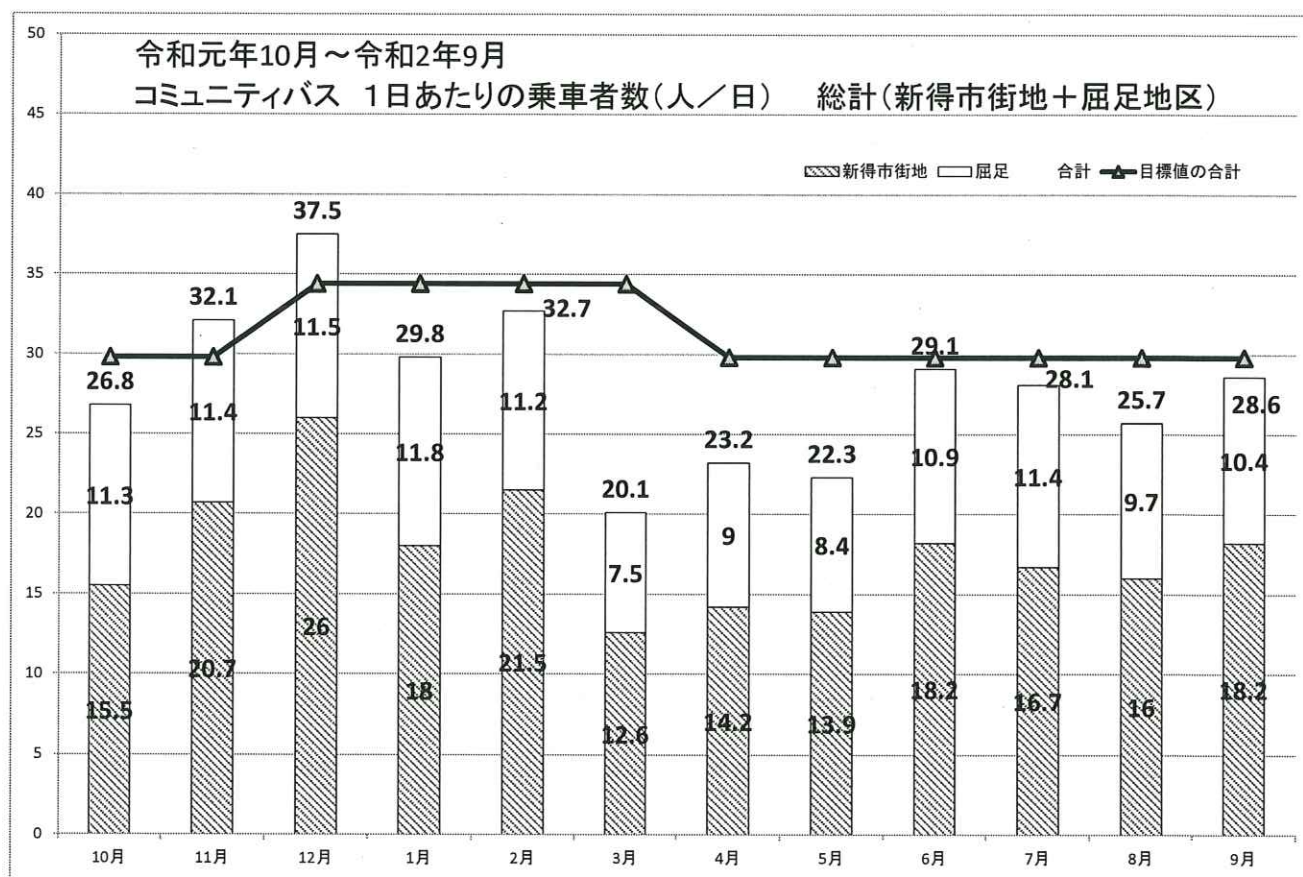
(2) 屈足地区：屈足22号、新得郵便局、総合会館前

<参考> 屈足早朝便の利用状況（コミュニティバス車両使用）

1 便については、屈足から帯広方面の高校へ通う学生のうち、始発列車を利用する学生の利用により、最大で3名が利用している。

2 便については、屈足から帯広方面の高校へ通う学生や町外へJRを利用して通院する方の利用により、最大で8名が利用している。

利用の多いバス停は、フクハラ屈足店、幸町4丁目、総合会館となっている。



議案第 1 号

新得町地域公共交通活性化協議会の副会長の指名について

新得町地域公共交通活性化協議会（以下「本協議会」）は令和3年3月31日をもちまして委員委嘱が満了となり、今年度新たに委員委嘱を行なったところです。

そのため本協議会設置要綱第4条第3項に基づき、下記のとおり副会長の指名を執り行います。

1 副会長

職 名	氏 名
新 得 町 商 工 会 会 長	平 川 直 樹

令和3年6月 日

（名称）新得町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称												
新得町地域内フィーダー系統確保維持計画												
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性												
新得町は、ＪＲ石勝線、根室線を走る列車が交差する新得駅があり、鉄道交通は、帯広方面、札幌方面へ重要な交通手段となっています。また路線バスは、新得市街地から屈足市街地、他町の清水町、鹿追町、音更町、帯広市へ運行しており、幹線の交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられていましたが、幹線へつなげるフィーダー交通がないため、住宅地と幹線交通の駅や停留所に距離があり、公共交通が利用しにくい状況となっていました。 この状況を踏まえ、平成24年度に、10月、2月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの方に利用され、住民の移動手段として、公共交通の必要性が十分確認されました。平成25年10月からコミュニティバスそばくるが運行開始し、多くの方に利用され、住民の移動手段としての公共交通の必要性が十分に確認されています。ＪＲや既存路線バスの幹線交通との接続を充実させたフィーダー交通（コミュニティバス）の確保維持は不可欠となっています。 住民が将来にわたって住み続けたいと思われる町を実現するため、また、今後のさらなる高齢化に向けた対策としても、コミュニティバスそばくるは、重要な役割を担っています。												
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果												
(1) 事業の目標												
令和３年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成31年４月から令和２年３月までのコミュニティバスの実績を基に、目標を設定しました。令和４年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、令和２年４月から令和３年３月の実績を基に、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、現状維持として目標を設定します。 目標（令和３年10月～令和４年９月 コミュニティバスの利用者数） ○4月～11月（積雪のない期間） <table><tr><td>新得市街地</td><td>16.4人/日（実績）→16.4人/日（目標）</td></tr><tr><td>屈足地区</td><td>10.0人/日（実績）→10.0人/日（目標）</td></tr><tr><td>合計</td><td>26.4人/日（実績）→26.4人/日（目標）</td></tr></table> ○12月～3月（積雪のある期間） <table><tr><td>新得市街地</td><td>16.5人/日（実績）→16.5人/日（目標）</td></tr><tr><td>屈足地区</td><td>9.7人/日（実績）→9.7人/日（目標）</td></tr><tr><td>合計</td><td>26.2人/日（実績）→26.2人/日（目標）</td></tr></table>	新得市街地	16.4人/日（実績）→16.4人/日（目標）	屈足地区	10.0人/日（実績）→10.0人/日（目標）	合計	26.4人/日（実績）→26.4人/日（目標）	新得市街地	16.5人/日（実績）→16.5人/日（目標）	屈足地区	9.7人/日（実績）→9.7人/日（目標）	合計	26.2人/日（実績）→26.2人/日（目標）
新得市街地	16.4人/日（実績）→16.4人/日（目標）											
屈足地区	10.0人/日（実績）→10.0人/日（目標）											
合計	26.4人/日（実績）→26.4人/日（目標）											
新得市街地	16.5人/日（実績）→16.5人/日（目標）											
屈足地区	9.7人/日（実績）→9.7人/日（目標）											
合計	26.2人/日（実績）→26.2人/日（目標）											

(2) 事業の効果
・ 自家用車を持たない、または利用できない高齢者等の交通弱者の通院や買物等を目的とする生活交通が確保され、外出機会の促進が図られる。 ・ 幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通の利用拡大を図り、安全で安心して暮らせる交通環境を確保する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
コミュニティバスの利用方法等を町広報誌に掲載することで周知を図る（町）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別紙「表1」参照
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
新得町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
北海道拓殖バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別紙「表5」及び「交通不便地域の区分地図」参照
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当無し
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当無し
(2) 事業の効果
※該当無し

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当無し
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当無し ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当無し
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当無し
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当無し
（２）事業の効果
※該当無し
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当無し

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当無し	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
(1) 令和2年6月24日(水) 第26回新得町地域公共交通活性化協議会 主な内容 ・新得町コミュニティバスの一部路線変更について ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について (2) 令和3年1月19日(火) 第27回新得町地域公共交通活性化協議会 主な内容 ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について	
22. 利用者等の意見の反映状況	
・平成24年10月全町民へ公共交通に関するアンケート実施 ・平成24年10月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施 ・平成25年2月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施 ・平成26年11月コミバス運行時に利用者へアンケート実施 ・平成30年1月無作為抽出した町民へアンケート実施 ・利用者代表である当協議会の委員からの意見を反映	
23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	新得町地域戦略室
交通事業者・交通施設管理者等	北海道拓殖バス株式会社、新得ハイヤー有限会社、北海道旅客鉄道株式会社新得駅、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交通運輸産業労働組合協議会、帯広開発建設部道路計画課、十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所
地方運輸局	帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新得警察署、利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上川郡新得町3条南4丁目26番地

(所 属) 新得町役場地域戦略室地域戦略係

(氏 名) 武田 春樹

(電 話) 0156-64-0521

(e-mail) chisen@town.shintoku.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニで該当 する要件 (別表7のみ)
新得町	北海道拓殖バス(株)	(1) 新得市街地線	JR新得駅 前	公民館前	JR新得駅 前	(循環) 11.7km	296 日	1,480.0 回		路線定期運行	②(1)	JR北海道根室本線JR新得駅との接続したダイヤの設定	③
		(2) 屈足地区線	JR新得駅 前	総合会館前	JR新得駅 前	(循環) 24.0km	296 日	888.0 回		路線定期運行	②(1)	JR北海道根室本線JR新得駅との接続したダイヤの設定	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不特定運行、路線不特定運行、路線不特定運行、路線不特定運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新得町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	6,288
交通不便地域	6,288

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,228	新得町全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

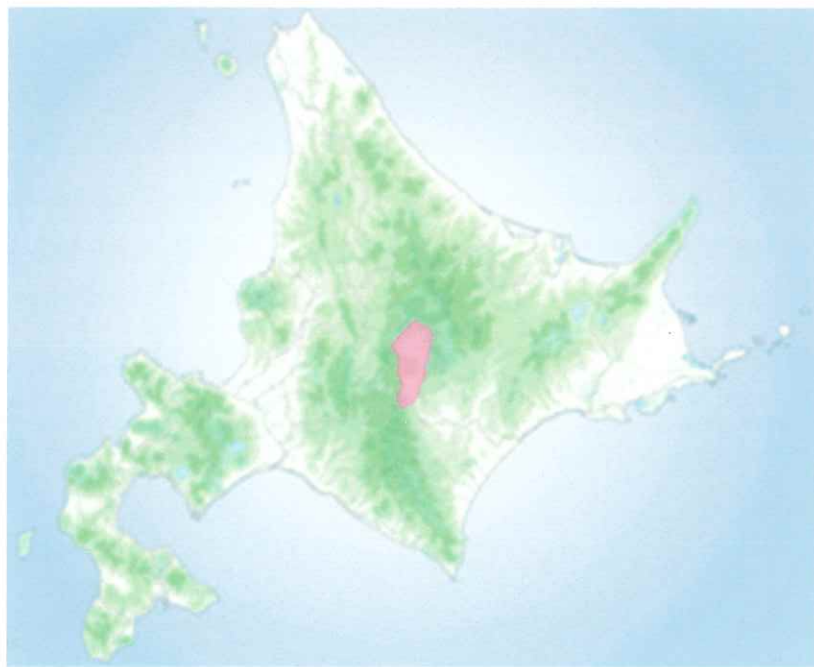
対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,288	$6288人 \times 100 \times 1 + 200万円 = 2628千円$	2,628 千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

交通不便地域の区分地図



新得町位置図



新得町広域図

地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた公共交通のあり方について協議を行うため設置する地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1)国土交通省が定める、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第3条第5項に関すること。
- (2)道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に関すること。
- (3)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4)協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 4 委員のうち別表1に掲げる住民・利用者代表者等に対しては別に定める謝礼を支払うものとし、その他の委員については無報酬とする。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 1人

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、新得町のホームページ等を利用して公表する。
- 7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、新得町地域戦略室内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、地域戦略室長、地域戦略係員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は別表2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、町において定められている公印の取扱いの例による。
(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

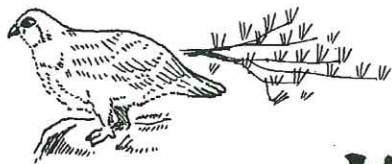
この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	団体	委員
計画を策定する町	新得町	副町長
関係する公共交通事業者等	北海道拓殖バス株式会社	代表又は代表が指名する者
	新得ハイヤー有限公司	
	北海道旅客鉄道株式会社新得駅	
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	
道路管理者	帯広開発建設部	部長が指名する者
	十勝総合振興局帯広建設管理部 鹿追出張所	所長が指名する者
運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局	支局長が指名する者
警察署	釧路方面新得警察署	署長が指名する者
北海道	北海道十勝総合振興局	振興局長が指名する者
住民・利用者代表等	新得町商工会	代表又は代表が指名する者
	屈足商工振興協議会	
	新得町観光協会	
	新得町社会福祉協議会	
	新得町女性団体連絡協議会	
	新得市街地区連合町内会	
	屈足地区連合町内会	

別表 2（第 8 条関係）

公印の名称	用途	形状	寸法	保管責任者
新得町地域公共交通活性化協議会会長印	会長名をもって発する文書	新得町地域公共交通活性化協議会会長印	方18	地域戦略室長



新得町民憲章

わたくしたちは、十勝平野を一望する狩勝峠、東大雪をもつ雄大な自然と心ゆたかな人間愛にはぐくまれた新得の町民です。
わたくしたちは、開拓の歴史をうけつぎひとりひとりの知恵と力をだし合い、明るく豊かな高原都市の建設に努力します。

第1章 健康でいきいきとした生活をしましょう

- 1 健全な心でたがいに認め合いましょう
- 2 日常生活にスポーツやレクリエーションをとり入れましょう
- 3 働くことに誇りと喜びをもちましょう
- 4 清潔な環境づくりにつとめましょう

第2章 たがいにいたわり合い、あわせな社会にしましょう

- 1 対話のある明るい家庭をつくりましょう
- 2 おとしよりやめぐまれない人をいたわりましょう
- 3 助け合いの心を育てましょう
- 4 おたがいの人格を尊重しましょう

第3章 恵まれた自然を守り豊かな文化を育てましょう

- 1 自然を愛し豊かな人間性を養いましょう
- 2 文化遺産を大切に文化の創造につとめましょう
- 3 教養を高め交流を盛んにしましょう

第4章 創造豊かな青少年になりましょう

- 1 希望と夢をもちたくましい心とからだをつくりましょう
- 2 責任をもって自主的に行動しましょう
- 3 すすんでサークル活動に参加しましょう

第5章 きまりを守って住みよいまちをつくりましょう

- 1 きめられた時間を守ります
- 2 公共物を大切にします
- 3 防災、防犯に協力します
- 4 交通道徳を高めます

新得町民憲章推進協議会

